

香川県 国民健康保険 運営方針（素案）からの主な修正箇所

項目	
ページ	修正内容
全体	西暦を追記した。 (例) 平成 35 年度 (2023 年度)
1 基本的な考え方 (4) 運営方針に定めた事項の評価、継続的改善に向けた取組み	
2	国において、都道府県の役割として、香川県保険者協議会への積極的な関与や医療費分析を行うこととされていることから、県の役割として記載した。
3 市町の保険料の標準的な算定方法に関する事項 (4) 納付金及び標準的な保険料率の算定に係る係数等の設定	
10	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号）の一部が改正されたことに伴い、関係する用語を政令の規定にあわせた。
8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項 (2) 地域包括ケアに資する地域のネットワークへの国保部局の参画	
19	「表 8：国保直診施設を中心とした地域包括ケアに資するネットワークの事例」に、土庄町・小豆島町の事例を追加した。